

平成30年3月23日

**「東北電力株式会社 東通原子力発電所に係る野辺地町民の
安全確保等に関する協定書」の締結について**

当社は、本日、東通原子力発電所から半径30km圏内の緊急防護措置準備区域※にあたる、野辺地町と「東北電力株式会社 東通原子力発電所に係る野辺地町民の安全確保等に関する協定書」を締結いたしました。

本協定書は、情報連絡などを通じた野辺地町との連携強化等により、地域の皆さまの安全確保と環境保全を図るために締結したものです。

当社といたしましては、本日締結した協定書に基づき、異常時における情報連絡や、平常時における報告等を確実にを行うとともに、日頃から積極的な情報公開に努め、原子力発電所の状況を丁寧にわかりやすくご説明してまいります。

また、今後とも、地域の皆さまから信頼いただけるよう、原子力発電所の安全確保に全力で取り組んでまいります。

協定書の概要は以下のとおりです。

〔協定書の概要〕

○ **施設の増設等に係る事前了解の報告**

当社は、原子炉施設やこれに関連する施設を増設・変更・廃止しようとするときは、青森県ならびに東通村から得る事前了解について、野辺地町へ報告する。

○ **異常時における連絡等**

原子炉施設の故障等により原子炉の運転が停止したとき又は停止することが必要になったときなどのほか、国への報告対象とされている事象が発生したときは、当社は野辺地町に対し、直ちにその状況を連絡する。また、その状況や講じた措置について、速やかに文書により報告する。

○ **適切な措置の要求**

野辺地町は、異常時における連絡を受けた結果、野辺地町民の安全確保等のため特別の措置を講ずる必要があると認めた場合は、青森県を通じて、当社へ適切な措置を講ずることを求めることができる。

○ **立入調査および状況説明**

野辺地町は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、発電所等への立入調査の実施、または当社からの状況説明を受けることができる。

以 上

※ **緊急防護措置準備区域**

原子力施設からおおむね半径30km以内の範囲で、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）。

（参考）東北電力株式会社 東通原子力発電所に係る野辺地町民の安全確保等に関する協定書